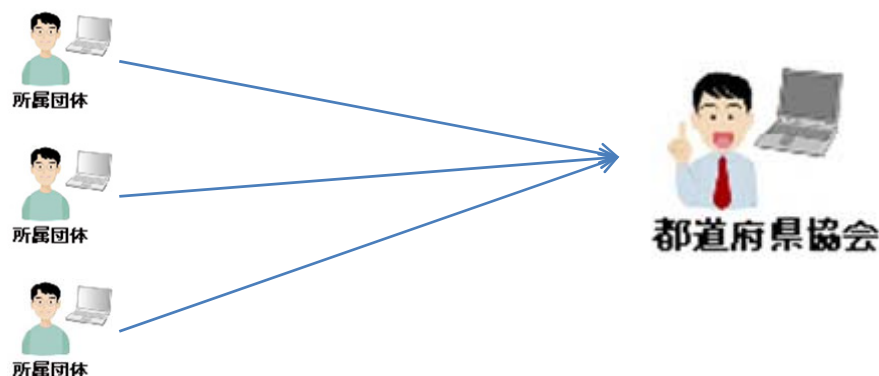


選手・指導者の登録手順

【ステップ1】

所属する所属団体(チーム)を都道府県協会・連盟へ加入申請し、受理してもらいます。



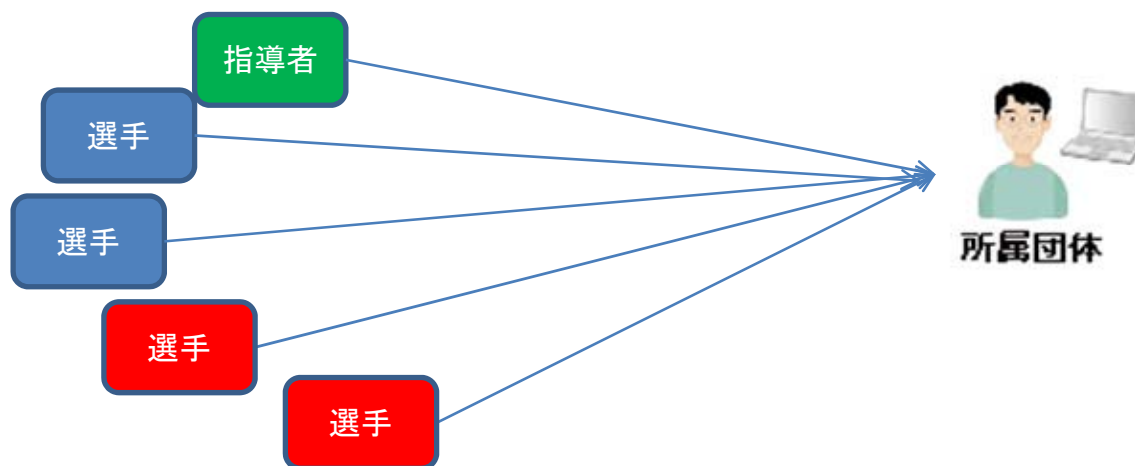
- ※所属団体のIDとパスワードにより所属団体のマイページに入って操作します。
- ※加入申請は継続ボタンを押すだけです。ただし、都道府県協会・連盟によって、受理されるまでに時間がかかる場合があります。
- ※平成21、22年度に登録していない所属団体は新規申請となり、当該都道府県協会・連盟の指定する加入コードが必要となります。

各都道府県登録担当者に
加入コードをお尋ねください。

選手・指導者の登録手順

【ステップ2】

所属団体に選手・指導者を登録します。



※所属団体が都道府県協会に加入し、所属団体IDが発行されていないと、選手・指導者はその所属団体に登録できません。

選手・指導者の登録手順

【ステップ3】

直接登録団体に選手・指導者を登録します。



全日本ジュニア体操クラブ連盟
日本新体操連盟
全日本学生体操競技連盟
全日本社会人体操競技連盟

- ※都道府県協会への登録が完了していないと登録に進めません。
- ※都道府県協会へ選手として登録した所属団体での登録に限ります。
- ※直接登録団体への所属団体名は変更することが可能です。

【所属団体の考え方①】

所属団体は、体操競技または新体操の種別ごとに、1つのIDが発行されます(永久IDとなります)。

例1: ●●高校に体操競技男女選手がいる場合⇒1つのID

例2: ●●高校に体操競技男子選手のみがいる場合⇒1つのID

例3: ●●高校に体操競技男女選手、新体操女子選手がいる場合⇒2つのID

※それぞれの所属団体は、選手(男女)の所属構成によって「男子のみ」「女子のみ」「男子および女子」のいずれに該当するのか指定することになります。

【所属団体の考え方②】

所属団体は次のいずれかの区分に加入申請します。

- ・小学校 ・中学校 ・高校 ・大学 ・社会人
- ・その他民間クラブ

※本会主催の競技会や事業に上記区分の所属団体名で参加する場合、加入申請が必要となります。

※例えば、●●中学・高等学校というように2区分にまたがった場合、中学校と高校の両区分で加入申請します。

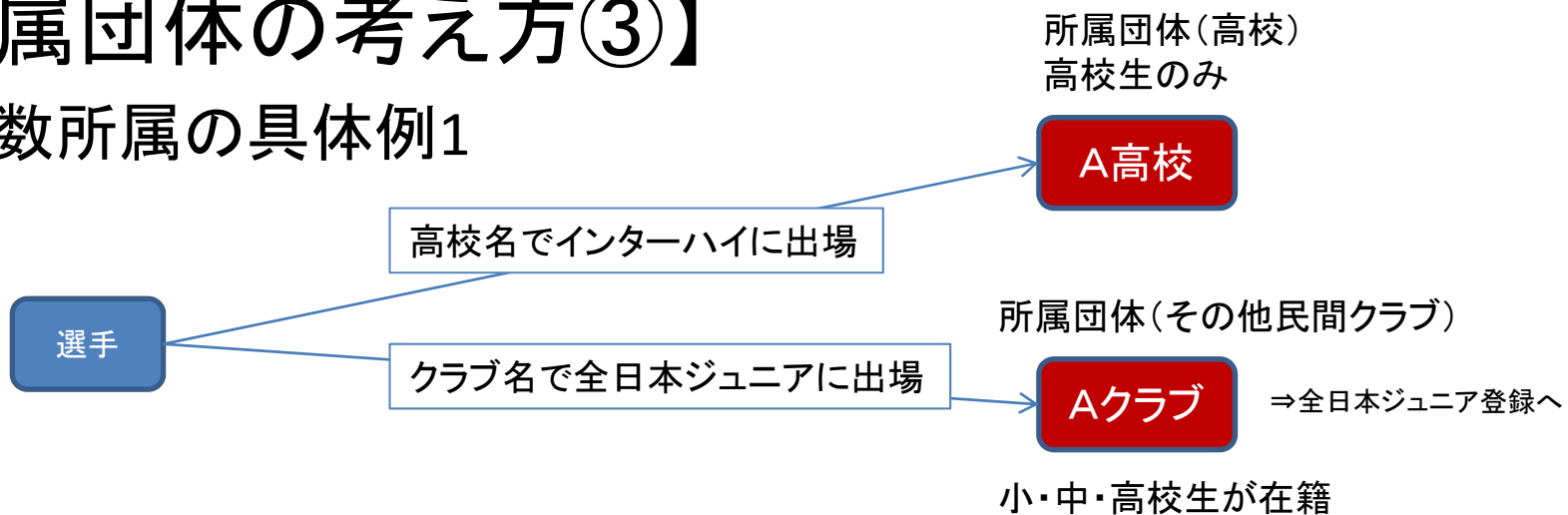
※複数の区分の選手が所属している場合、あるいは同じ区分でも様々な学校の選手が所属している場合、その他民間クラブの区分になります。

※複数の民間クラブの指導者が集まり、社会人選手としての所属団体を構成する場合、社会人の区分になります。

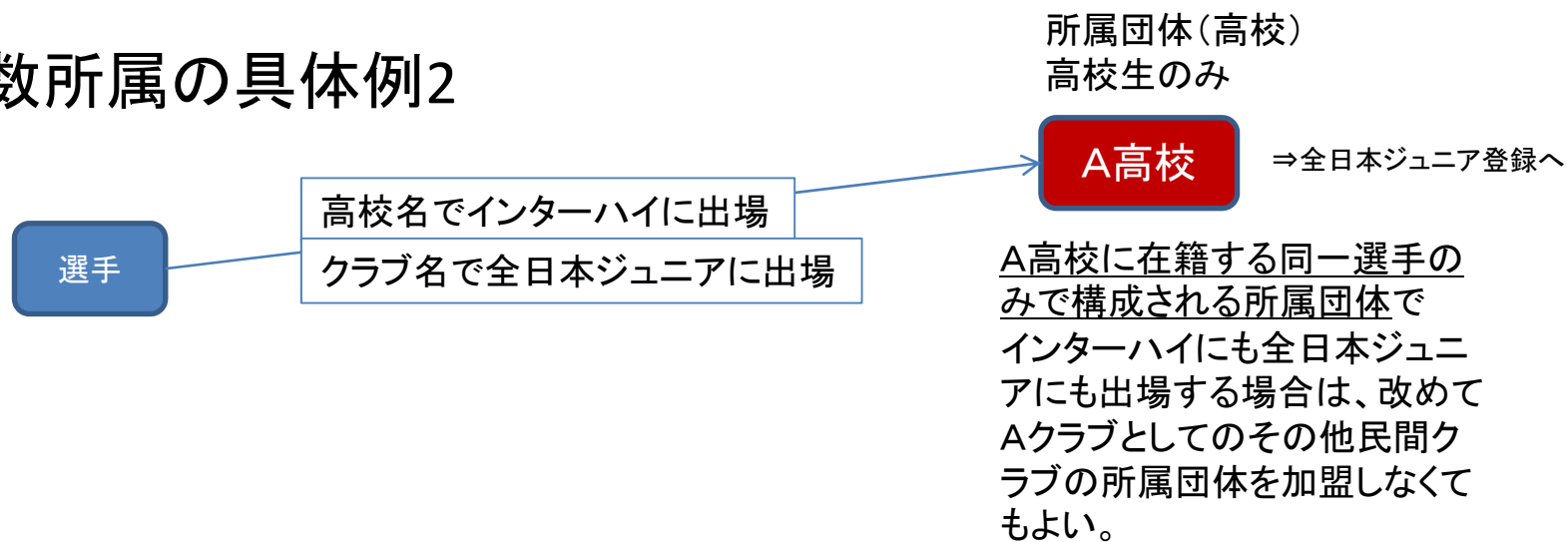
※それぞれ、体操競技と新体操の種別で加入申請します。

【所属団体の考え方③】

■複数所属の具体例1



■複数所属の具体例2



【選手・指導者の考え方①】

・小学校 ・中学校 ・高校 ・大学 ・社会人

・その他民間クラブ

※指導者はどこでも複数の所属団体に加入できます。

※選手は小・中・高・大学・社会人のうちのひとつとその他民間クラブの一つの、最大二つの所属団体に加入できます。

※個人にかかる登録料は複数の所属団体に加入しても一人に対して一人分です。

※都道府県協会・連盟への登録が完了しないと、全日本ジュニア体操クラブ連盟、日本新体操連盟、全日本学生体操競技連盟、全日本社会人体操競技連盟への登録ができません。